



# 鳥取県公報

平成 26 年 5 月 9 日 (金)  
第 8 5 9 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	家畜検査手数料の収納事務の委託 (356) (畜産課) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (2 件) (357・358) (森林づくり推進課) . . . . . 2
	開発行為に関する工事の完了 (2 件) (359・360) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 5
◇ 監査告示	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 (1) . . . . . 6
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (住まいまちづくり課) . . . . . 6
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 7
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) . . . . . 8
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (4 件) (情報政策課) . . . . . 10
	一般競争入札の実施 (3 件) (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 12

# 告 示

## 鳥取県告示第356号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家畜検査手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委託の相手

大山乳業農業協同組合

### 2 委託した家畜検査手数料

平成26年3月7日付鳥取県告示第129号で命じた検査のうち、大山乳業農業協同組合の組合員から徴収するブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査に係る手数料

### 3 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## 鳥取県告示第357号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市上段字牧谷384から386まで、388、字瀬戸谷364から367まで、373、尾崎字山崎305の1、305の2、字奥谷326の1から326の3まで、上原字狸谷上分866の3、866の4、866の10、866の11、字長尾頭867の1から867の4まで、字長尾谷911の3、911の36、911の37、細見字浅ヶ谷656の1から656の3まで、656の5、656の6、字墓谷672の2、字砂堀724の5、724の6、724の8、字南谷725の1、726、726の3から726の5まで、字向ヒ谷741の5（次の図に示す部分に限る。）、字大松ヶ谷753の2、753の8から753の11まで、754の1から754の3まで、字天狗谷773の2、774、778、字弥助谷787の2、789から792まで、794、字橋ヶ谷807の2、807の3、字坂ヶ谷811の2、松上字樵掛ヶ939の35、939の36、字倉見谷940の2、940の6、940の9、940の13、940の17、941の1（次の図に示す部分に限る。）、941の6、941の7、941の30（次の図に示す部分に限る。）、941の52から941の54まで、941の55（次の図に示す部分に限る。）、941の56、941の58から941の60まで、941の115

### （2）保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### （3）変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

（ア） 次の森林については、主伐は、択伐による。

上原字狸谷上分866の3、866の4、866の10、866の11

（イ） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものと

する。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市尾崎字笠ヤ281の1、284の1、細見字井手ヶ谷623の9、字宮ノ谷626の4から626の6まで、字鑄物師谷645の11、字鮎帰り649の16、松上字笹池963、字宮ノ谷988、字細谷992、字大谷1044の2、字天神1178、1192、字妙見谷1208、1215、1250の2・1251・1254から1257まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字乗淵谷1275の31

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

### 鳥取県告示第358号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成26年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町花原字穴住谷392、字蛇山408の2、408の4から408の9まで、字大瀧409の1から409の3まで、字大谷410の2から410の8まで、字大所411の1、市場字大樹寺谷801の1、上津黒字西ヶ谷396の1、397から401まで、字長左衛門谷402から409まで、字山ノ神谷410の1から410の4まで、411の1から411の6まで、字渡リコシ412から420まで、420の1、421から425まで、425の1、426から429まで、字尾ノ谷430から435まで、字石ゴロ436から439まで、439の1から439の3まで、440、440の1、441から453まで、字ヲツ谷468の4から468の22まで、469、字市尻471の8から471の23まで、字ヤナガナル472の2から472の21まで、字平木谷473の2、473の3、字カヲ谷476の1から476の14まで、476の16、字臼ヶ谷477の1から477の7まで、477の9から477の11まで、字石佛谷478の1から478の5まで、478の7から478の21まで、478の23から478の25まで、福地字於登原谷603の1、603の2、603の98から603の100まで、603の105から603の143まで、603の146、603の147、字本谷605の1、605の2、605の4から605の37まで、605の39から605の54まで、字池ノ谷606、字叶谷平607、607の2、607の8から607の42まで、字宮ノ谷608、608の1から608の10まで、字瀧山609、609の2、609の110、609の112、609の114から609の123まで、麻生字カ々ミ534、534の1、534の2、534の4、534の5、534の7、534の9から534の12まで、534の15、534の18、536から538まで、539の2から539の7まで、539の11から539の17まで、540の1から540の7まで、540の9、字貝谷614から619まで、619の2から619の7まで、619の17、619の18、620

から623まで、624の2から624の10まで、627、629、629の1から629の68まで、630、631、字大谷662、666の11から666の14まで、666の16から666の19まで、666の23、666の25、666の28、666の41から666の43まで、666の45、666の47、666の48、666の50から666の52まで、666の54、666の55、666の57、667、670、字六郎谷679の1から679の3まで、681、682、682の2から682の6まで、684、字麻生谷701から704まで、704の2から704の5まで、704の8、704の13、704の14、704の16、705、707、709、710の5、711、712、713の1から713の4まで、713の8、713の10から713の12まで、713の15から713の17まで、713の20、713の22、713の24、713の26、713の27、714、715の1、715の2、717の1から717の8まで、字志谷々470、737の1、738の1、739から741まで、741の1、741の2、742の1から742の7まで、743、744、745の2から745の8まで、745の10、745の13から745の17まで、745の19から745の21まで、745の24、745の25、746、747の5、747の7から747の15まで、747の17、747の18、749、落岩字暮ノ谷632の8、632の13から632の16まで、632の19、632の22、632の26から632の40まで、632の42、632の48、632の49、632の51、632の52、字林ノ谷640、641の2、642から644まで、646、651、字上野山659、664、665、666の1、666の2、668から671まで、字白岩谷695の1、696から698まで、698の1、700の1、700の2、701、702、字東谷704の1、704の2、705の3から705の5まで、705の8、705の16から705の18まで、705の23、705の24、705の26、705の34、705の40、706の2、706の7、706の8、字山口709の2、709の3、709の8、709の25、709の52、709の65、709の66、709の70、709の71、709の75、709の80、709の82、字城山710の2、710の10、710の13から710の18まで、710の20、字小田715、字三山口717の3、717の5から717の11まで、717の13、717の47から717の52まで、717の54、718の1、718の2、719の1、719の2、720の1、722の1、723から727まで、775、字宮ノ向イ728の1、735から737まで、字松ノ木741の1から741の7まで、741の10、741の14、741の15、741の17、741の19から741の21まで、741の30、742から744まで、姫路字下河原一705、706、707の2から707の8まで、707の10、707の12から707の40まで、707の49、708から711まで、字川下モー714の1から714の6まで、714の9から714の14まで、714の21から714の23まで、714の30から714の70まで、714の89、715、字後左近一735から737まで、738の1から738の3まで、742の1、742の2、743の1、743の2、744の1から744の3まで、745から747まで、748の1、748の2、字清水一769の1、769の2、770、771の1、771の2、773の1、773の2、774の1から774の3まで、775の1、775の2、776の1、776の2、777の1、777の2、778の1、778の2、779の1、779の2、780の1、780の2、781の1から781の10まで、字発町一782の2、782の7から782の43まで、782の46、782の47、788の6、字広畑ヶ一799の1から799の35まで、801の1、801の3、801の4、803の26から803の31まで、803の35、803の50、803の57、字石ヶ谷805の13から805の26まで、805の28から805の33まで、805の38から805の50まで、805の53、805の56、805の58、805の60、805の62、805の64、字瀧ヶ谷821の1、821の3から821の25まで、821の27、明辺字徳石谷610、611、612の1から612の9まで、字北谷593、609の1から609の3まで、614の8から614の12まで、614の16、614の17、615の1から615の11まで、615の13、616、字市ノ谷617の1、618の1から618の7まで、619から622まで、623の1、623の2、624、字一ノ谷566の1、字若林674の1から674の12まで、675の1から675の3まで、676、677、字山根695の1から695の9まで、695の11、701から703まで、704の1から704の5まで、705、706の1、字山中710の10から710の12まで、字菖蒲谷713の1から713の10まで、713の17、713の23、713の24、713の28から713の30まで、字向田715の1から715の4まで、717の1から717の3まで、718の4から718の7まで、719から722まで、725の1、字南谷731の8、731の13から731の17まで、731の25から731の29まで、字ボンジ732の15から732の20まで、733の1、733の4、733の5、733の7から733の11まで、字蛇山734の1から734の8まで、山志谷字奥年中115、115の1から115の3まで、字東年中128の2、128の3、字南柳ヶ谷148、149の1、150の1、字榎左近161、字柳畑259の6から259の8まで、260の3、字金山東平289の2から289の11まで、字金山291から295まで、296の1、297、299の1、字下モ田口25の4、302の1、303の1、304から306まで、字下モ田310の1、310の6、311、311の1、312、字峠315の1、316の1、316の3、317の1、328の1、字峠口329、330、331の1、332の1、333、334の1、字池田山338、339、字前田向340の1、340の2、340の7から340の11まで、341、341の1、342の1、344、字年中口348から352まで、352の1、字年中353、355、357から360まで、字東年中上361の2から361の9まで、字奥年中山362の1から362の16まで、363、363の1、字太田上364、365、367から369まで、371、373、374、字東谷375から377まで、379、380、字東田381の2から381の5まで、字東柳ヶ谷142の2、382の1から382の6まで、字

柳ヶ谷383、字榎左近谷384、字ゴン付185、393、396、字ゴン付谷385、385の1、386の3から386の8まで、387から389まで、389の1、390、394、395、397、398の1から398の3まで、字金剛寺202の2、字金剛寺山402の2から402の8まで、402の12から402の16まで、字村宮山404、405の1、407、408、字村ノ内264、409、字榎ヶ山410、412、416、字榎谷253の1、414の2、414の3、419の4、字柳畑毛418、420の1、420の4、422、422の1、423、字石堂山426の1、426の2、427の1から427の3まで、427の5、427の9、427の10、428から434まで、434の1、435、野町字柳谷552から555まで、555の1、556、557、558の2から558の8まで、558の10、558の17、558の18、字長左近564の1、564の3、564の7、564の20から564の25まで、564の29から564の36まで、字宮治岩566の2から566の15まで、566の21、566の23から566の42まで、566の44から566の54まで、566の56、字道草567の2、567の3、567の5から567の21まで、567の23から567の58まで、567の60、567の61、567の64、567の65、567の68、567の71から567の73まで、567の75から567の84まで、567の86、567の87、567の89から567の93まで、567の96から567の105まで、567の107、567の122、568、字椿谷569の2、569の3、569の9、569の10、569の12から569の16まで、569の20、569の22、569の23、569の25から569の29まで、569の31、569の32、569の37、569の38、569の40から569の53まで、569の56から569の62まで、569の65から569の68まで、569の71から569の73まで、569の77、569の78、569の83、字後口山570の1から570の4まで、570の6から570の9まで、570の11、570の13から570の41まで、570の43、570の44、570の46から570の66まで、570の70、570の81、571、字大平572の24から572の28まで、572の76から572の81まで、572の86から572の91まで、572の93から572の95まで、西御門字榎谷803、郡家殿字大谷通728、729、730の1、730の2、731の1から731の4まで

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

## 3 変更後の指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第359号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成26年5月9日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

### 1 開発許可の年月日及び番号

平成26年3月31日 鳥取県指令第201300212485号

### 2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市高松町字後浜田

### 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市中野町5640-1

屋敷 裕介

**鳥取県告示第360号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成26年5月9日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成26年4月25日 鳥取県指令第201400020057号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
西伯郡日吉津村大字日吉津2607  
梅林 佑基、梅林 美智子

**監 査 委 員 告 示****鳥取県監査委員告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の29に規定する包括外部監査人である高田充征の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年5月9日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏  
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司  
鳥取県監査委員 湯 口 夏 史  
鳥取県監査委員 浜 田 妙 子  
鳥取県監査委員 安 田 優 子

氏 名	住 所	監査の事務を補助できる期間
杉浦 為佐夫	鳥取市国安950-1	平成26年5月9日から平成27年3月31日まで
池原 浩一	鳥取市鹿野町小別所195	〃
小谷 誠	岩美郡岩美町宇治532	〃

**公 告**

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成26年5月9日から同年7月9日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成26年7月9日までに知事に意

見書を提出することができる。

平成26年 5 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 2 大規模集客施設の名称  
(仮称) ドラッグコスモス伯耆町店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地  
西伯郡伯耆町大殿字北シャリカキ703 外
- 4 大規模集客施設の用途  
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積  
1,999平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日  
平成26年 8 月 1 日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 (鳥取市東町一丁目220)  
鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課 (米子市糺町一丁目160)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成26年 5 月 9 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

- 1 講習の種別及び受講対象者
  - (1) 初心者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。
  - (2) 経験者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。  
ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者  
イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成26年 6 月 19 日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する者

経験者講習	平成26年6月6日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する者
	平成26年6月24日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成26年5月9日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年6月9日 午前9時から正午 まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6人



平成26年6月23日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
------------------------------	---	---	---	---

## (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成26年6月3日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレール射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル 銃等に適合 する実包	1人
平成26年6月5日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年6月10日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年6月10日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	〃	〃	6人
平成26年6月12日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレール射撃場	〃	〃	1人
平成26年6月17日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年6月19日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年6月24日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成26年6月26日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

## 3 講習科目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

## (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
  - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
  - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
  - (3) 技能講習通知書
- 7 その他  
詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量         | 庁内LANシステムの管理運営及び保守業務 一式  |
| 2 契約方式             | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成26年3月20日   |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50   |
| 5 契約金額             | 158,764,212円（消費税及び地方消費税の額を含む。）   |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部情報政策課<br>鳥取市東町一丁目220   |

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 1 調達件名及び数量       | 庁内LANシステムに係る設備の賃貸借 一式 |
| 2 契約方式           | 随意契約                  |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成26年3月20日            |

した日

- 4 契約の相手方の名称及び  
所在地 株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町50
- 5 契 約 金 額 124,932,240円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種  
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると  
その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令  
第10条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成  
7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 平成26年度データ管理委託業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定  
した日 平成26年3月20日
- 4 契約の相手方の名称及び  
所在地 株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町50
- 5 契 約 金 額 52,739,316円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種  
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると  
その役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令  
第10条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成  
7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取情報ハイウェイ管理運営委託業務 一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定  
した日 平成26年3月20日
- 4 契約の相手方の名称及び  
所在地 株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町50

- 5 契 約 金 額 74,915,280円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定業務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部情報政策課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立学校（東部地区）教室用・教育用パソコン等賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 借入期間

平成26年9月1日から平成30年8月31日まで

### (4) 納入期限

平成26年8月29日（金）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

### (5) 納入場所

入札説明書による。

### (6) 入札方法等

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成26年5月19日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

ウ 平成26年5月9日から同年6月23日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 平成26年5月9日から同年6月23日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件公告に示した物品を所有し（平成26年5月9日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合に、県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能なる者に限る。）であること。

カ 本件調達と同種で同程度の規模であると認められるパソコン等の賃貸借に関する契約を、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。

キ 本件入札に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ク 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## (2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまで及びクの要件を全て満たしていること。

イ 共同企業体において(1)のオ及びカの要件を満たすこと。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 入札説明書に示す事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

## 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

## 4 入札手続等

### (1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

### (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

電子メール kyouikukankyoku@pref.tottori.jp

### (3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

### (4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年5月9日（金）から同年6月4日（水）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年5月9日（金）から同年6月3日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月4日（水）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成26年6月18日（水）午前11時から同月23日（月）正午（午後6時から翌午前8時までの間、日曜日及び土曜日を除く。）まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月20日（金）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成26年6月23日（月）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1）電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

（2）紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（3）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に平成26年6月4日（水）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。

（4）入札参加者は、（3）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合にお

いて、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5 の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products : Personal computers to be leased : One set

(2) June 4, 2014 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 23, 2014 noon : Time-limit for submission of tenders

(June 20, 2014 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7913

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 5 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立学校（中部地区）教室用パソコン等賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 借入期間

平成26年 9 月 1 日から平成30年 8 月31日まで

## (4) 納入期限

平成26年8月29日（金）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札方法等

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成26年5月19日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

ウ 平成26年5月9日から同年6月23日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 平成26年5月9日から同年6月23日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件公告に示した物品を所有し（平成26年5月9日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合に、県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。

カ 本件調達と同種と同程度の規模であると認められるパソコン等の賃貸借に関する契約を、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。

キ 本件入札に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ク 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## (2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからエまで及びクの要件を全て満たしていること。

イ 共同企業体において(1)のオ及びカの要件を満たすこと。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。



エ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 入札説明書に示す事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

### 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

#### (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

電子メール kyouikukankyou@pref.tottori.jp

#### (3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### (4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年5月9日（金）から同年6月4日（水）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成26年5月9日（金）から同年6月3日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月4日（水）の午前9時から正午まで

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

平成26年6月18日（水）午前11時から同月23日（月）正午（午後6時から翌午前8時までの間、日曜日及び土曜日を除く。）まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月20日（金）午後5時までとする。

##### イ 開札日時

平成26年6月23日（月）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

##### ウ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
- (2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成26年 6 月 4 日(水) 正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出することができる。
  - イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出すること。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products : Personal computers to be leased : One set

- (2) June 4, 2014 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation  
(3) June 23, 2014 noon : Time-limit for submission of tenders  
(June 20, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)  
(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan  
TEL : 0857-26-7913

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年5月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量  
鳥取県立学校（西部地区）教室用・教育用パソコン等賃貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様  
入札説明書による。
- (3) 借入期間  
平成26年9月1日から平成30年8月31日まで
- (4) 納入期限  
平成26年8月29日（金）  
なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。
- (5) 納入場所  
入札説明書による。
- (6) 入札方法等  
ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。  
イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。  
ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 単独企業に関する要件  
ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。  
イ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。  
なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札

参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成26年5月19日（月）正午までに4の（3）の場所に提出すること。

ウ 平成26年5月9日から同年6月23日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 平成26年5月9日から同年6月23日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件公告に示した物品を所有し（平成26年5月9日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるもの（当該物品が故障した場合に、県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な者に限る。）であること。

カ 本件調達と同種と同程度の規模であると認められるパソコン等の賃貸借に関する契約を、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。

キ 本件入札に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ク 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## （2）共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が（1）のアからエまで及びクの要件を全て満たしていること。

イ 共同企業体において（1）のオ及びカの要件を満たすこと。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 入札説明書に示す事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

## 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

## 4 入札手続等

### （1）入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

### （2）仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

電子メール kyouikukankyousu@pref.tottori.jp

### （3）競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

### （4）入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年5月9日（金）から同年6月4日（水）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。た

だし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年5月9日（金）から同年6月3日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月4日（水）の午前9時から正午まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成26年6月18日（水）午前11時から同月23日（月）正午（午後6時から翌午前8時までの間、日曜日及び土曜日を除く。）まで。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月20日（金）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成26年6月23日（月）午後1時から午後6時までの間において、同日に開札等を予定しているものについて順次実施する。

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1）電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

（2）紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（3）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に平成26年6月4日（水）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。

（4）入札参加者は、（3）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号）第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5 の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products : Personal computers to be leased : One set

- (2) June 4, 2014 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) June 23, 2014 noon : Time-limit for submission of tenders

(June 20, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

- (4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7913